

2022年5月9日

株 主 各 位

岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目7番7号

株式会社薬王堂ホールディングス

代表取締役社長 西 郷 辰 弘

第3回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第3回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、株主様の安全確保のために、株主様には可能な限り書面またはインターネットによる事前の議決権行使をお願い申し上げます。また、株主総会にご来場される株主様におかれましては、マスク着用などの対策をお願い申し上げます。なお、接触感染のリスク低減のため、ご来場の株主様へのお土産の配布は行いません。また、株主総会の議事は簡略化し時間を短縮して行う予定です。

書面またはインターネット等の電磁的方法による議決権の行使にあたっては、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、2022年5月26日（木曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年5月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 岩手県盛岡市盛岡駅前北通2-27
ホテルメトロポリタン盛岡ニューウイング
4階 メトロポリタンホール
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第3期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第3期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）計算書類報告の件
決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 招集ご通知に添付すべき書類のうち次の事項につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、以下に記載のインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、添付書類には記載していません。
①連結計算書類の「連結注記表」
②計算書類の「個別注記表」
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の記載事項を修正する必要性が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.yakuodo-hd.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

議決権行使についてのご案内

書面郵送またはインターネットで議決権を行使される場合

書面郵送



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。

行使期限

2022年5月26日(木曜日)午後6時到着分まで

インターネット



次頁の「インターネットによる議決権行使について」をご参照の上、賛否をご入力ください。

行使期限

2022年5月26日(木曜日)午後6時まで

株主総会にご出席される場合

株主総会ご出席



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

なお、株主ではない代理人及び同伴の方等、議決権を行使できる株主以外の方はご入場頂くことができませんので、ご注意ください。

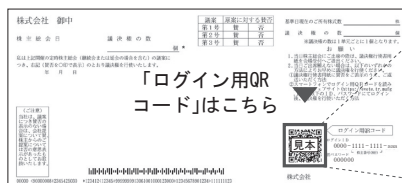
株主総会開催日時

2022年5月27日(金曜日)午前10時

インターネットによる議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。

スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法



議決権行使書副票(右側)

※議決権行使書はイメージです。
※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要です。同封の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

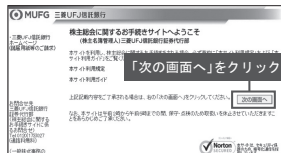
※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

2回目以降のログインの際は下記のご案内に従ってログインしてください。

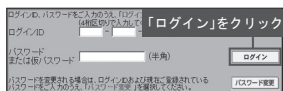
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイトのご利用方法

① 議決権行使サイトにアクセスする



② お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



③ 「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方を入力



以降画面の案内に沿って
賛否をご入力ください。

ご注意事項

- インターネットによる議決権行使は、株主総会前日(2022年5月26日(木曜日))の午後6時まで受付いたします。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

システム等に関するお問い合わせ (ヘルプデスク)

三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部

☎ 0120-173-027

(通話料無料)

受付時間：午前9時から午後9時まで

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

(添付書類)

事業報告

(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国の経済は、新型コロナウイルスの一日当たり新規感染者数が過去最大を記録したことに加え、まん延防止等重点措置の影響等で経済活動が再び抑制されるなど、先行きは引き続き不透明な状況で推移いたしました。

当社グループが属するドラッグストア業界においては、前年の反動でマスクや消毒液等の感染対策商品、医薬品が苦戦したほか、化粧品関連の戻りも鈍いなど、経営環境としては厳しい状況で推移しました。

このような状況の中、当社グループは、販売価格や品揃えの強化を図り、来店客数及び買上点数の増加に取り組むとともに、小商圈ドミナント出店を推進し、ドラッグストアを岩手県8店舗、青森県5店舗、秋田県9店舗、宮城県3店舗、山形県6店舗、福島県8店舗の合計39店舗を新規出店いたしました。また、岩手県1店舗、山形県1店舗を退店し、当連結会計年度末の店舗数は358店舗（うち調剤併設型4店舗、調剤専門薬局2店舗）となりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は1,203億1千万円（前年同期比8.8%増）、営業利益は40億4千3百万円（前年同期比18.8%減）、経常利益は43億9千4百万円（前年同期比17.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は29億6千4百万円（前年同期比9.9%減）となりました。

主要なドラッグストア事業における部門別の業績は次のとおりです。

① ヘルス

医薬品は健康食品等が伸張り、衛生用品ではマスク、生理用品、介護用紙おむつ等が伸張いたしました。調剤も堅調に推移いたしました。その結果、売上高は前年同期比4.7%増加し、241億8千4百万円となりました。

② ビューティ

化粧品は基礎化粧品、ポイントメイク等が伸張り、トイレタリーではヘアケア、オーラルケア等が伸張いたしました。その結果、売上高は前年同期比4.7%増加し、174億7千万円となりました。

③ ホーム

日用品は洗剤や家庭紙、ゴミ袋等が伸張り、衣料品では履物等が伸張いたしました。バラエティ部門はペット関連商品等が伸張いたしました。その結果、売上高は前年同期比9.3%増加し、254億1千5百万円となりました。

④ フード

食品は冷凍食品、日配品、生鮮食品等が伸張り、酒類ではビール類、酎ハイ等が伸張いたしました。その結果、売上高は前年同期比12.2%増加し、530億2千8百万円となりました。

部 門	売 上 高	前年同期比	構 成 比
	百万円	%	%
ヘルス	24,184	+4.7	20.1
ビューティ	17,470	+4.7	14.5
ホーム	25,415	+9.3	21.2
フード	53,028	+12.2	44.2
合 計	120,098	+8.9	100.0

(注) 部門別の主な取扱商品は次のとおりであります。

部 門	主 要 品 目
ヘルス	医薬品・衛生用品・医療用品・健康食品・介護用品・ベビー用品・調剤
ビューティ	化粧品・ヘアケア・オーラルケア・ボディケア
ホーム	洗剤・家庭紙・台所用品・実用衣料・履き物・服飾雑貨・文具・玩具・ペット用品・電気小物・書籍・たばこ
フード	菓子・飲料・食品・米・酒

（２）設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は、有形固定資産60億1千7百万円、無形固定資産1億6千6百万円、敷金及び保証金3億1千6百万円等の合計66億2千5百万円となりました。その主なものは、39店舗の新店設備投資であります。

（３）資金調達の状況

当連結会計年度においては、新規出店のための有形固定資産の取得、敷金及び保証金の差入による支出の資金について、取引金融機関より20億円の長期借入れを実施いたしました。

（４）対処すべき課題

ドラッグストア業界は、各種規制緩和に伴う異業種参入など、小売業全体による出店競争や価格競争が進み、経営環境は一段と厳しさを増すものと思われます。

このような状況の中、当社グループは「地域の皆様の美と健康と豊かな暮らしに貢献する」ことを使命とし、経営理念であります「お客様に喜んで戴ける店づくり」のもと、小商圈へのドミナント出店を積極的に進めてまいります。

① 出店戦略

商圈人口7千人で成立する、安さと利便性に専門性を兼ね備えた「小商圈パリエティ型コンビニエンスドラッグストア」をドミナント展開し、エリアでのシェア拡大を図ってまいります。

② 商品戦略

医薬品や化粧品専門性に加え、食料品や日用品などの生活必需品を取り揃え、身近な場所で、より低価格で商品を提供することに取り組んでまいります。またプライベートブランド商品の育成にも注力してまいります。

③ 販売戦略

お客様が商品を自由選べるセルフサービスを基本としつつ、お客様のニーズにお応えできる専門知識と接遇の向上を図り、ライトカウンセリングとフレンドリーサービスを充実させてまいります。また各種キャッシュレス決済サービスに対応し、お客様の利便性の向上に取り組んでまいります。

④ 人事戦略

新卒の定期採用と中途社員の計画採用、またパート社員の戦力化により、バランスの取れた組織体制を実現するとともに、女性管理職の積極登用に取り組み、組織の活性化を図ってまいります。

一方で、成果主義を基本とした公正で公平な処遇を行い、ワークライフバランスにも配慮し、従業員のモチベーションの向上に努めてまいります。

⑤ 物流戦略

店舗網の広域化に合わせた物流インフラの整備を進めるとともに、店舗オペレーションと一体化した効率的な物流システムを構築し、サプライチェーンの機能強化を図ってまいります。また庫内業務や配送業務の生産性向上を図り、物流センターの機能最大化に取り組んでまいります。

⑥ 情報戦略

顧客サービスの向上や業務の効率化を目的としたシステム投資を計画的に行い、外部環境の変化に柔軟に対応できる機能構築に取り組んでまいります。

⑦ 財務戦略

企業価値の最大化に向け、ローコスト経営の実践とともに、投資効率向上によるキャッシュフローの獲得に取り組み、創出したキャッシュは、戦略的な新店投資に優先的に配分しながら、安定的・継続的な配当還元を目指してまいります。

⑧ コーポレートガバナンス

コンプライアンスの徹底、リスク管理及び内部統制システムの機能充実、またコーポレートガバナンス・コードへの継続的な取り組み等により、更なるガバナンス強化を図ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第1期 (2020年2月期)	第2期 (2021年2月期)	第3期 (当連結会計年度) (2022年2月期)
売上高(百万円)	102,017	110,535	120,310
経常利益(百万円)	4,295	5,306	4,394
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	3,122	3,290	2,964
1株当たり当期純利益(円)	158.19	166.69	150.16
総資産額(百万円)	50,244	60,637	62,297
純資産額(百万円)	22,168	25,025	27,534
1株当たり純資産額(円)	1,123.03	1,267.73	1,394.87

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式控除後)に基づき算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社薬王堂	300百万円	100.0%	ドラッグストア事業
Medica株式会社	3百万円	100.0%	マーケティング事業等

③ 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

会 社 名	住 所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社薬王堂	岩手県紫波郡矢巾町 医大通二丁目7番7号	8,531百万円	21,255百万円

(7) 主要な事業内容

当社は、持株会社として傘下グループ会社の経営管理及びこれに付帯する業務を行っております。

当社グループは、主として次の事業を行っております。

医薬品、衛生用品、医療用品、化粧品、食品、日用雑貨品等の販売及び調剤薬局の経営、マーケティング事業

(8) 主要な事業所

① 当 社

本社事務所 岩手県盛岡市盛岡駅西通二丁目9番1号

② 子 会 社

株式会社薬王堂

本社事務所 岩手県盛岡市盛岡駅西通二丁目9番1号

店 舗 岩手県111店舗、宮城県79店舗、青森県52店舗、
秋田県58店舗、山形県38店舗、福島県20店舗、
計358店舗

(9) 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前連結会計年度末比較増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
合計又は平均	929名	67名(増)	31.60歳	9.00年

(注) 上記従業員の数は、パートタイマー及びアルバイトの期中平均2,428名(1日平均8時間換算)を含んでおりません。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
	百万円
株式会社岩手銀行	5,957
株式会社三菱UFJ銀行	5,314
株式会社七十七銀行	1,439
株式会社三井住友銀行	928
株式会社みずほ銀行	435
株式会社みちのく銀行	125

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 61,200,000株
- (2) 発行済株式の総数 19,740,196株（自己株式数23株を除く。）
- (3) 株主数 10,208名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社TKコーポレーション	7,584,000株	38.42%
株式会社日本カストディ銀行（信託口、信託口4、 信託口9、信託A口、証券投資信託口、年金特金口、 年金信託口）	1,339,200	6.78
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,234,700	6.25
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS （常任代理人 香港上海銀行東京支店）	878,400	4.45
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/ FIM/LUXEMBOURG FUNDS/ UCITS ASSETS （常任代理人 香港上海銀行東京支店）	800,000	4.05
薬王堂ホールディングス従業員持株会	652,900	3.31
西郷 喜代子	398,000	2.02
BBH FOR GRANDEUR PEAK GLOBAL OPPORTUNITIES FUND （常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行）	305,700	1.55
BBH FOR GRANDEUR PEAK INTERNATIONAL OPPORTUNITIES FUND （常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行）	250,200	1.27
日本生命保険相互会社	241,900	1.23

(注) 持株比率は、自己株式（23株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当連結会計年度末日における新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当連結会計年度中に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	西 郷 辰 弘	株式会社薬王堂 代表取締役社長執行役員
代表取締役副社長	西 郷 喜代子	株式会社薬王堂 代表取締役副社長執行役員
常 務 取 締 役	小 笠 原 康 浩	管理部長 株式会社薬王堂 取締役常務執行役員
常 務 取 締 役	西 郷 孝 一	経営戦略部長 株式会社薬王堂 取締役常務執行役員
取 締 役	小 原 公 一	日興ビジネスシステムズ株式会社 代表取締役社長
取 締 役	片 野 圭 二	株式会社アイカマス・ラボ 代表取締役 東北ライフサイエンス・インストルメンツ・クラスター 代表幹事 株式会社TOLIMS 代表取締役
取 締 役	栗 岡 大 介	くりや株式会社 代表取締役
常 勤 監 査 役	坂 本 篤	株式会社薬王堂 監査役
監 査 役	下 河 原 勝	株式会社FPホームサービス 代表取締役 株式会社FPシルバーサポート 代表取締役
監 査 役	鎌 田 英 樹	株式会社アイビーシー岩手放送 代表取締役社長 株式会社岩手日報社 社外監査役

(注) 1. 取締役小原公一氏、片野圭二氏及び栗岡大介氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2. 監査役下河原勝氏及び鎌田英樹氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

3. 当社は、取締役小原公一氏、片野圭二氏及び栗岡大介氏、監査役下河原勝氏及び鎌田英樹氏を当社が株式を上場している東京証券取引所の規則等に定める独立役員として届け出ております。

4. 当事業年度中の退任取締役及び新任取締役は次のとおりであります。

(退任)

取締役 吉田 正信 (2021年5月26日任期満了により退任)

取締役 東根 千万億 (2021年5月26日任期満了により退任)

取締役 久慈 竜也 (2021年5月26日任期満了により退任)

(新任)

取締役 西郷 孝一 (2021年5月26日就任)

取締役 小原 公一 (2021年5月26日就任)

取締役 片野 圭二 (2021年5月26日就任)

取締役 栗岡 大介 (2021年5月26日就任)

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は、200万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づき、当社グループ全役員（取締役、監査役）を被保険者とした役員等賠償責任保険契約を締結し、当社が保険料を全額負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

ただし、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については填補いたしません。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

① 役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定方針に関する事項

(基本方針)

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

なお、業績連動報酬及び非金銭報酬等については現時点では導入しておりません。今後、当社の企業価値向上を図る上で、各々の取締役が果たすべき役割を最大限に発揮するため、客観性・透明性ある手続きを伴ったよりよい報酬制度となるよう検討してまいります。

(基本報酬の個人別の報酬の額の決定に関する方針)

基本報酬は、優秀な人材を経営者として登用（採用）できる報酬とし、当社の業績や各取締役の業務執行状況、功績、貢献度等を総合的に評価して設定します。

(取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項)

当事業年度における取締役の個人別の報酬等の額について、取締役会は、代表取締役社長西郷辰弘に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

なお、翌事業年度以降における取締役の個人別の報酬等の額については、透明性・客観性を高めるため取締役会の諮問機関として取締役2名、社外取締役3名で構成する指名報酬委員会を2021年5月26日に設置しており、指名報酬委員会にて内容を検討の上、取締役会の決議により、その決定を指名報酬委員会の答申を重視することを条件として代表取締役社長に再一任する予定であります。

監査役の報酬については、監査役の協議により決定しております。

指名報酬委員会の活動内容としては、上記のとおり取締役について、当社の業績や各取締役の業務執行状況、功績、貢献度等を総合的に評価し、事業年度に係る基本報酬等額についての協議のほか、当社取締役の指名、当社グループ会社の役員の指名及び報酬についても協議し、当社取締役会等に答申しております。

(当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由)

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、代表取締役社長が原案を策定し、社外取締役の意見を踏まえつつ決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、翌事業年度においては、指名報酬委員会が決定方針との整合性を含めた多面的な検討を行い、その答申を受けて取締役会が判断する予定であります。
(報酬に関する株主総会決議に関する事項)

取締役及び監査役の報酬額は、2020年5月27日開催の第1回定時株主総会決議において決定しており、取締役については年額400百万円以内、監査役については年額100百万円以内と定められております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名であり、監査役は3名であります。

②当社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

区 分	報酬等の額 (百 万 円)	報酬等の種類別の総額 (百 万 円)			対象となる員数 (人)
		基 本 報 酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	145 (8)	145 (8)	— (—)	— (—)	10 (5)
監 査 役 (うち社外監査役)	17 (5)	17 (5)	— (—)	— (—)	3 (2)

(５) 社外取締役及び社外監査役に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

- ・取締役小原公一氏の兼職先である日興ビジネスシステムズ株式会社と当社との間に開示すべき特別な関係はありません。
- ・取締役片野圭二氏の兼職先である株式会社アイカムス・ラボ、東北ライフサイエンス・インストルメンツ・クラスター及び株式会社TOLIMSと当社との間に開示すべき特別な関係はありません。
- ・取締役栗岡大介氏の兼職先であるくりや株式会社と当社との間に開示すべき特別な関係はありません。
- ・監査役下河原勝氏の兼職先である株式会社FPホームサービス及び株式会社FPシルバーサポートと当社との間に開示すべき特別な関係はありません。
- ・監査役鎌田英樹氏の兼職先である株式会社アイビーシー岩手放送、株式会社岩手日報社と当社との間に開示すべき特別な関係はありません。

② 主な活動状況

区分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	小 原 公 一	社外取締役就任後に開催された取締役会10回のうち10回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。また、指名報酬委員会の委員を務めております。
取 締 役	片 野 圭 二	社外取締役就任後に開催された取締役会10回のうち10回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。また、指名報酬委員会の委員を務めております。
取 締 役	栗 岡 大 介	社外取締役就任後に開催された取締役会10回のうち10回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。また、指名報酬委員会の委員を務めております。
監 査 役	下 河 原 勝	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、また、監査役会14回開催のうち14回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	鎌 田 英 樹	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、また、監査役会14回開催のうち14回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人 トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 150万円

② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭

その他の財産上の利益の合計額 350万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任監査法人トーマツは、会社法第427条第1項の定めに基づき責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。

会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定することができます。ただし、当該契約に基づく賠償責任限度額は、報酬その他の職務執行の対価としての財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に2を乗じた額とします。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 内部統制システム構築に関する基本方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制について、以下のとおり定めております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制に係る規程を制定し、取締役が率先垂範して法令等を遵守するとともに、使用人の職務の執行が法令や定款に適合することを確保し、法令遵守を企業活動の前提とします。

コンプライアンス体制の推進を組織的かつ永続的に運営するための常設の機関として、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、法令遵守体制の整備と遵守状況の把握を行い、結果を取締役に報告する体制を構築します。

また、内部通報制度として、コンプライアンス・ホットラインを設置し、全役職員より法令違反等に関する相談や通報を受け付ける体制を整備します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

稟議規程及び文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という）に適切に記録し、保存します。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業を取り巻く様々なリスクに対応するために「リスク管理規程」を定め、リスク管理体制を整備するとともに、リスク管理委員会を設置してリスクの分析、評価及び対応状況を定期的に確認し、必要な対策を講じます。

また、重大事故、災害など緊急を要するリスクが発生した場合は、「リスク管理規程」に基づいて緊急対策本部を設置し、対策本部長を中心とした情報収集並びに対応策の検討、決定及び実施などにより迅速に対応する体制を整備します。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は役職員が共有する全社的な目標を定め、これに基づき各部門は実施すべき具体的な行動計画を含めた目標を設定し、業務執行を行います。

- ⑤ 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社及びグループ会社の業務の適正については、「関係会社管理規程」に則り管理します。

子会社に関わる重要事項及び業務執行状況については、子会社の代表者または管理統括者が定期的に当社の取締役会に報告をするものとします。

内部監査担当部署は、当社及びグループ会社の管理状況及び業務活動について内部監査を実施し、内部統制システムの整備を図るものとします。

- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、内部監査担当部署所属の職員等（以下当該使用人）に監査業務に必要な事項を指示、命令することができます。当該使用人は監査役との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役に報告します。

また、取締役は当該使用人の人事異動及び考課を行う場合には、事前に監査役会に意見を求めるものとします。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況等をすみやかに報告します。報告の方法については、取締役と監査役会との協議により決定する方法によるものとします。

また、内部通報制度の運用規程に基づき、監査役に報告を行ったことを理由として報告者に対する不利な取扱いを禁止します。

- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役から職務の執行について所要の費用の請求を受けたときは、その費用が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用及びその債務を処理するものとします。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は業務の執行状況を把握するため、法令で定められた会議のほか、必要に応じて、重要な会議に出席し意見を述べることができます。

また、監査役会は代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催するものとします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンス

各部門において自己点検を毎月実施し、コンプライアンス委員会に報告しております。また、取締役会でその結果を四半期ごとに報告しております。

なお、社内研修や会議体によるコンプライアンスに関する教育の実施、社内広報などによる内部通報制度の周知を行い、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。

② リスクマネジメント

「リスク管理規程」に基づき、リスク管理委員会を年2回開催し、リスクの分析、評価及び対応状況を確認しております。

③ 内部監査体制

内部監査計画に基づき、業務監査を実施するとともに、監査役及び会計監査人と連携し、業務の適正化に努めております。

また、財務報告に係る内部統制につきましては、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を勘案して評価範囲を決定し、当該財務報告に係るプロセスにおける内部統制の有効性評価を実施しております。

(3) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は企業行動憲章並びに役職員行動規範に基づく「コンプライアンス規程」及び「反社会的勢力等対策マニュアル」において、反社会的な団体・個人に対して常に毅然とした態度で臨み、どのような名目であっても、いかなる利益供与も行わず、これらの活動を助長するような行為も一切行わない旨定め、役職員に周知徹底を図っております。

② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は反社会的勢力排除に向けた社内体制として代表取締役社長を最高責任者、管理担当取締役を統括責任者とし、反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、直ちに警察に届け出るなど、警察機関、顧問弁護士等と連携して全社的に問題を解決する体制を確立しております。

また、全役職員を対象として反社会的勢力排除の重要性等を教育・研修するとともに、全役職員や取引先等と反社会的勢力との関係の調査を一定のルールで実施しております。

(注) 1. 本事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨てております。

2. 売上高等の記載金額には、消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(2022年2月28日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	26,626	流 動 負 債	20,490
現 金 及 び 預 金	4,255	買 掛 金	13,076
売 掛 金	1,254	1年内返済予定の長期借入金	3,005
商 品	19,218	リ ー ス 債 務	141
未収還付法人税等	83	未 払 法 人 税 等	616
そ の 他	1,814	賞 与 引 当 金	558
貸 倒 引 当 金	△0	ポ イ ン ト 引 当 金	674
固 定 資 産	35,670	店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金	57
有 形 固 定 資 産	29,803	本 社 移 転 費 用 引 当 金	18
建 物 及 び 構 築 物	26,483	そ の 他	2,341
機 械 及 び 装 置	154	固 定 負 債	14,272
工 具、器 具 及 び 備 品	668	長 期 借 入 金	11,243
土 地	679	リ ー ス 債 務	1,225
リ ー ス 資 産	1,229	資 産 除 去 債 務	1,610
建 設 仮 勘 定	587	そ の 他	192
無 形 固 定 資 産	334	負 債 合 計	34,762
投 資 そ の 他 の 資 産	5,532	純 資 産 の 部	
投 資 有 価 証 券	155	株 主 資 本	27,537
繰 延 税 金 資 産	1,973	資 本 金	100
敷 金 及 び 保 証 金	2,987	資 本 剰 余 金	2,311
そ の 他	415	利 益 剰 余 金	25,126
		自 己 株 式	△0
		その他の包括利益累計額	△2
		その他有価証券評価差額金	△2
		純 資 産 合 計	27,534
資 産 合 計	62,297	負 債 純 資 産 合 計	62,297

連結損益計算書

(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		120,310
売 上 原 価		93,072
売 上 総 利 益		27,238
販売費及び一般管理費		23,195
営 業 利 益		4,043
営 業 外 収 益		387
受 取 利 息	20	
受 取 事 務 手 数 料	166	
固 定 資 産 受 贈 益	59	
受 取 手 数 料	38	
古 紙 売 却 収 入	34	
そ の 他	68	
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	31	
そ の 他	4	
経 常 利 益		4,394
特 別 損 失		351
減 損 損 失	314	
固 定 資 産 除 却 損	2	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	6	
本社移転費用引当金繰入額	27	
税金等調整前当期純利益		4,042
法人税、住民税及び事業税	1,338	1,078
法 人 税 等 調 整 額	△260	
当 期 純 利 益		2,964
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		2,964

連結株主資本等変動計算書

(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年3月1日残高	100	2,311	22,616	—	25,027
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△454		△454
親会社株主に 帰属する当期純利益			2,964		2,964
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額 合計	—	—	2,510	△0	2,510
2022年2月28日残高	100	2,311	25,126	△0	27,537

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計	
2021年3月1日残高	△1	△1	25,025
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当			△454
親会社株主に 帰属する当期純利益			2,964
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額（純額）	△0	△0	△0
連結会計年度中の変動額 合計	△0	△0	2,509
2022年2月28日残高	△2	△2	27,534

貸 借 対 照 表

(2022年2月28日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,151	流 動 負 債	62
現 金 及 び 預 金	563	未 払 金	41
売 掛 金	33	未 払 法 人 税 等	9
短 期 貸 付 金	1,470	預 り 金	11
未 収 還 付 法 人 税 等	83	負 債 合 計	62
そ の 他	0	純 資 産 の 部	
固 定 資 産	19,104	株 主 資 本	21,193
投 資 そ の 他 の 資 産	19,104	資 本 金	100
関 係 会 社 株 式	8,554	資 本 剰 余 金	20,498
長 期 貸 付 金	10,542	資 本 準 備 金	25
繰 延 税 金 資 産	6	そ の 他 資 本 剰 余 金	20,473
		利 益 剰 余 金	594
		そ の 他 利 益 剰 余 金	594
		繰 越 利 益 剰 余 金	594
		自 己 株 式	△0
		純 資 産 合 計	21,193
資 産 合 計	21,255	負 債 純 資 産 合 計	21,255

損 益 計 算 書

(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		842
営 業 費 用		316
営 業 利 益		525
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	11	
そ の 他	0	12
経 常 利 益		537
税 引 前 当 期 純 利 益		537
法人税、住民税及び事業税	22	
法 人 税 等 調 整 額	1	24
当 期 純 利 益		513

株主資本等変動計算書

(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計
2021年3月1日残高	100	25	20,473	20,498
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）				
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－
2022年2月28日残高	100	25	20,473	20,498

	株主資本				純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	
	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計			
	繰越利益 剰余金				
2021年3月1日残高	534	534	－	21,133	21,133
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	△454	△454		△454	△454
当期純利益	513	513		513	513
自己株式の取得			△0	△0	△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）					
事業年度中の変動額合計	59	59	△0	59	59
2022年2月28日残高	594	594	△0	21,193	21,193

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年4月13日

株 式 会 社 薬王堂ホールディングス
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トー マ ツ
仙 台 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	後 藤 英 俊	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮 澤 義 典	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社薬王堂ホールディングスの2021年3月1日から2022年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社薬王堂ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年4月13日

株 式 会 社 薬王堂ホールディングス
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トー マ ツ
仙 台 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 後 藤 英 俊	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 宮 澤 義 典	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社薬王堂ホールディングスの2021年3月1日から2022年2月28日までの第3期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年3月1日から2022年2月28日までの第3期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、また、非常勤社外取締役との意見交換会を定期的に実施するなど意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な店舗において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年4月15日

株式会社薬王堂ホールディングス 監査役会

常勤監査役 坂 本 篤 ㊟

監 査 役 下 河 原 勝 ㊟

監 査 役 鎌 田 英 樹 ㊟

(注) 監査役下河原勝及び監査役鎌田英樹は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、将来の事業展開の促進及び経営基盤の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施することを基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金24円

総額 473,764,704円

- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年5月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第13条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第13条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第13条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

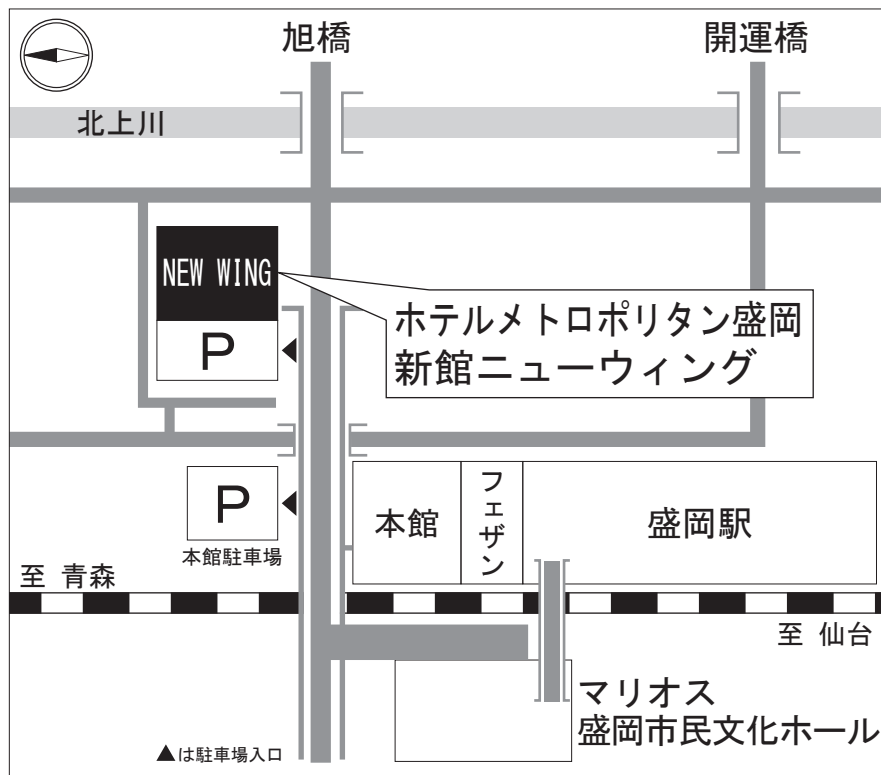
現行定款	変更案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> <u>第13条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に関する情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> ＜ 新 設 ＞ ＜ 新 設 ＞	＜ 削 除 ＞ <u>(電子提供措置等)</u> <u>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。</u> <u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u> <u>附 則</u> <u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u> <u>1. 変更前定款第13条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第13条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u> <u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第13条はなお効力を有する。</u> <u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場： 岩手県盛岡市盛岡駅前北通 2-27
ホテルメトロポリタン盛岡ニューウイング
4階メトロポリタンホール

TEL 019-625-1211



●交通のご案内

- JR盛岡駅より、徒歩で約5分
- 東北自動車道・盛岡ICより車で約10分
- 花巻空港より、車で約40分

●ご来場される株主の皆様へ

感染リスク低減対策として座席の間隔を充分にとることから、席数を大幅に削減しております。入場は先着順といたしますが、満席となった場合は入場をお断りする場合がございます。